

新学期の延期および遠隔授業の 実施に対する組合緊急アピール

県内の新型コロナウイルス感染者は9日の時点で16人にまで増加しました。感染拡大が進む首都圏では、東京医師会が医療的緊急事態を宣言し、政府は憲政史上初の緊急事態宣言を出しました。かつてない事態であることは論を待ちません。

本学でも、4月1日付文書「行事日程等に関する基本方針について(令和2年4月1日)」で、前期の授業開始が一週間延期されました。この文書中で学長は「教員は、授業開始の延期に伴い、開始までの間に遠隔授業の準備を行うこととする」とし、遠隔授業の準備を命じました。しかし、その具体的な実施方法については「オンライン授業については、原則、各教員所有(大学備品)のノートパソコンやタブレットをご利用いただき研究室等で実施」(3月25日付文書)とし、新学期直前の4月8日になって初めて「Zoomの使い方は、マニュアル・講習会で学習できるので、各自準備をしておいてください」と記してZoomの使用を決定し、対応を学部・教員に一任したため、現場に著しい混乱が生じています。

以上を踏まえ、大学当局に対し以下の事項を要求します。

1. **実施責任の明示**：Zoomは、ミーティング中に不正アクセスしてポルノ画像を貼る「Zoom爆撃」が報告されるなど脆弱性が指摘され、ニューヨーク州では教育当局からFBIの勧告に基づく使用禁止措置がとられている。リスク管理が不十分な状態で使用させる以上、運用の際に生じた事態で教員の責を問わないことを明言すべきである。
2. **準備不足の解消**：遠隔授業を、仕様・環境の異なる教員個々のパソコンで行うための調査(3月25日)が物語るように、本学には遠隔授業のインフラやノウハウがほとんどない。講義資料も未対応、Zoomの使用経験も乏しく、教育の質が低下する恐れもある。受講者の受信手段の確保や通信料負担についても未検証である。わずか一週間の準備期間で責任ある公教育をオンライン化するのは非現実的であろう。少なくとも連休明けまで、授業開始は延期すべきである。
3. **統一基準の策定**：遠隔授業のツールを「Zoom等」としてきた当局が「等」を外したのは4月8日である。しかもこの文書では、「学部教務委員会などで対応が必要な授業を決定の上、担当教員に周知徹底」「対応できない教員に対してサポート」と、対応を現場に丸投げしている。役員会は有志・学部任せをやめ、速やかに実施基準を策定し、実施要項を作成・配布するとともに、十分な事前研修を行うべきである。

以上

2020年4月9日
富山大学教職員組合